

## 議第225号

### 滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成25年11月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

### 滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例（昭和59年滋賀県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項および第14条第6項中「者に対しては」を「ときは」に改める。

別表第1項の表中「630」を「680」に、「800」を「860」に、「860」を「930」に、「1,130」を「1,220」に改め、別表第2項の表中「3,680」を「3,970」に、「450」を「490」に、「4,500」を「4,900」に、「5,500」を「5,940」に、

「

680
-----

」を「

730
-----

」に、「6,800」を「7,300」に改め、別表第3項第1号の表中「2,860」を「3,090」に、「3,550」を「3,830」に、「4,360」を「4,710」に、「5,720」を「6,180」に、「6,410」を「6,920」に、「7,220」を「7,800」に、「8,590」を「9,280」に改め、同項第2号の表中「220」を「240」に、「350」を「380」に、「500」を「540」に改め、別表第4項の表中「1,490」を「1,610」に、「2,170」を「2,340」に、「2,860」を「3,090」に改め、別表第5項の表中「1,370」を「1,480」に、「280」を「300」に、「1,600」を「1,730」に改め、同表注3中「第2条」を「第2条第1号」に改める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。